

報告第1号

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき専決処分した葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 葛飾区長 青木克徳

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき専決処分した葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定に基づき、平成27年3月31日葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、その承認を求める。

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第2号中「第39条の改正規定」を「第39条第1項第2号の改正規定（特定部分（軽自動車（二輪のもの（側車付のものを含む。）及び専ら雪上を走行するものに限る。）及び小型特殊自動車に関する軽自動車税の税率に係る部分をいう。次号及び付則第3条において同じ。）を除く。）」に、「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条第3号中「付則第5条」を「第39条第1項第1号の改正規定、同項第2号の改正規定（特定部分に限る。）及び同項第3号の改正規定並びに付則第5条」に、「第4条」を「第3条第2項、第4条」に改める。

付則第3条中「第39条」を「第39条第1項第2号（特定部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第39条第1項第1号、第2号（特定部分に限る。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。